別紙のとおり差押財産を公売に付する。

令和８年１０月２９日

豊川市長　竹 本　幸 夫

別紙

# 公売公告兼見積価格公告

地方税法の規定に基づき国税徴収法第94条の規定の例により、差押財産を公売することにしたので、国税徴収法第95条の規定の例により公告します。
国税徴収法第98条の規定の例により、公売財産の見積価格を決定したので、国税徴収法第99条の規定の例により公告します。

| | |
|---|---|
| 参加申込開始日時 | |
| 参加申込終了日時 | |
| 参加申込場所 | |
| 公売開始日時 | 令和8年11月18日　午前11時00分 |
| 公売終了日時 | 令和8年11月18日　午前11時10分 |
| 公売場所 | 豊橋市職員会館　3階　302会議室 |
| 公売方法 | 期日入札 |
| 開札日時 | 令和8年11月18日　午前11時11分 |
| 開札場所 | 豊橋市職員会館　3階　302会議室 |
| 売却決定日時 | 令和8年11月25日　午前10時00分 |
| 売却決定場所 | 豊川市役所　財務部収納課 |
| 買受代金納付期限 | 令和8年11月25日　午後2時30分 |
| 買受代金納付場所 | 豊川市役所　財務部収納課 |
| 公売保証金額 | 不要 |
| 公売保証金納付日時 | |
| 公売保証金納付場所 | |
| 公売財産および見積価額 | ※詳細は、別紙のとおり |
| 買受人の資格その他要件 | ※詳細は、別紙のとおり |
| 公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について | 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。 |

〈　その他の事項　〉

別紙「その他の公売条件」の各事項をご確認ください。

# 公売財産一覧表

| 売却区分<br>番号 | 公売財産の名称、性質、及び所在<br>公売財産上の賃借権等の権利の内容その他 | 公売保証金<br>（円） | 見積価額<br>（円） | 執行機関 |
|---|---|---|---|---|
| K001 | 滞納者（債務者）が豊川信用金庫に対して有する下記の出資金の持分<br>記<br>1 出資証券番号（出資会員番号） 548684<br>2 出資口数 20口<br>3 出資金額 10,000円<br>4 取扱支店 小坂井 | 0 | 10,000 | 豊川市 |
| K002 | 滞納者（債務者）が蒲郡信用金庫に対して有する下記の出資金の持分<br>記<br>1 出資証券番号（出資会員番号） 37487<br>2 出資口数 20口<br>3 出資金額 10,000円<br>4 取扱支店 国府 | 0 | 10,000 | 豊川市 |

＝　公売条件　＝

**1　入札**

（1）入札者は、身分証明書を持参してください。

（2）代理人により入札される場合は、代理権限を証する委任状および委任者の印鑑証明書（運転免許証のコピーでも可）を提出してください。

（3）入札者は、入札当日に受付で配布する所定の入札書により、売却区分番号ごとに1枚を使用して入札してください。

（4）入札に際しては、あらかじめ信用金庫の定款等をご確認ください。

**2　買受人の制限**

次に掲げる者は、直接、間接を問わず公売財産を買い受けることはできません。

（1）滞納者(ただし、換価の目的となった自己の財産のみ)

（2）市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員

（3）公売への参加を制限されている者（国税徴収法第108条）

（4）各信用金庫の非会員又は各信用金庫定款第一章総則第5条による会員資格が得られない者

**3　公売への参加制限**

次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者は、その事実があった後2年間公売の場所に入ることを制限し、もしくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことがあります。また、これらの者を使用人その他の従業員として使用する者及び入札等の代理人とする者についても同様の取扱いを受けます。

（1）入札等をしようとする者の公売への参加もしくは入札等、最高価申込者の決定または、買受人の買受代金の納付を妨げた者

（2）公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者

（3）偽りの名義で買受申込みをした者

（4）正当な理由がなく、買受代金の納付期限までにその代金を納付しない買受人

（5）故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

（6）上記に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

**4　開札の方法**

入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、各執行機関所属の公売事務を担当していない職員を立ち会わせて開札します。

**5　再度入札**

開札の結果、入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることがあります。

## 6　最高価申込者等の決定

最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

## 7　追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が２人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行って最高価申込者を決定します。追加入札の価額がなお同額のときは、入札者または公売担当職員による「くじ」で最高価申込者を決定します。なお、追加入札の価額は当初の入札価額以上であることを要します。また、追加入札価額が当初入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後２年間、公売への参加を制限し、入札させないことがあります。

## 8　売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

## 9　買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限日までに、現金または小切手（名古屋手形交換所管内の金融機関が振り出した自己宛て小切手）で一括してお支払いください。なお納付期限日より前にお支払いいただく場合でも、買受代金納付期限日に納付があったものとして取扱います。買受代金は、預かり証を発行して納付期限日まで預り金として各執行機関で保管し、納付期限日に買受代金として納付後、領収証を郵送します。

現金の場合、各執行機関窓口での直接納付のほか、金融機関窓口での納付書払いも可能です。

## 10　売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して売却決定を取り消します。

（１）買受人が、買受代金をその納付の期限までに納付しないとき。

（２）公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の代金納付前に証明されたとき。

（３）国税徴収法第１０８条第２項の規定に該当したとき。

（４）出資持分の譲受けについて、信用金庫の譲渡承諾が得られないとき。

## 11　権利移転に伴う費用

権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。

## 12　権利移転及び危険負担移転の時期

売却財産の権利移転の時期及び権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。

## 13　権利移転の手続き

買受人は、買受代金を全額納付後、信用金庫に権利の移転手続きを行ってください。

## 14　公売の中止

公売公告後でも、公売財産に係る未納市税等を完納した場合など公売を中止する場合があります。公売を中止する物件がある場合には、入札会場内に公売中止物件を掲示いたします。